

# 住居確保給付金について

## ○ 概要

離職や自営業の廃止（以下「離職等という。」）又は個人の責に帰すべき理由や都合によらない就業機会の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

## ○ 支給対象者

次のいずれにも該当する方が対象となります

1. 市内在住の方で離職又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方または住居を喪失するおそれのある方
2. 申請日において、離職等の日から2年以内である方。又は、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある方
3. 離職前に、主たる生計維持者であった方
4. 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額（公的給付を含む）が次の表の金額以下である方

区分	金額（月收入）
1人世帯	7.8万円に家賃額（上限3.4万円）を加算した額
2人世帯	11.5万円に家賃額（上限4.1万円）を加算した額
3人世帯	14万円に家賃額（上限4.4万円）を加算した額
4人世帯	17.5万円に家賃額（上限4.4万円）を加算した額
5人世帯	20.9万円に家賃額（上限4.4万円）を加算した額

5. 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の預貯金合計額が次の表の金額以下である方

区分	金額
1人世帯	46.8万円
2人世帯	69万円
3人世帯	84万円
4人世帯	100万円
5人世帯	100万円

6. 誠実かつ熱心に常用就職を目指した以下の求職活動すべてを行う方

- ☆ 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受ける
- ☆ 毎月1回以上、自立相談支援室の相談支援員等による面接等の支援を受ける

- ☆ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受ける
7. 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていない方
8. 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でない方

○ **支給額**

生活保護の住宅扶助基準額に準拠した額を上限として、収入に応じて調整された額を支給します

区分	金額（上限額）
1人世帯	3.4万円
2人世帯	4.1万円
3～5人世帯	4.4万円

○ **支給方法**

市から住居の貸主又は貸主から委託を受けた事業者への口座へ直接振り込みます

○ **支給期間**

最長3ヶ月間

（一定の要件を満たせば3ヶ月間の延長及び3ヶ月間の再延長が可能です）

○ **申請受付**

常陸太田市役所社会福祉課生活支援係（自立相談支援室）で申請の受付をしております。

なお、申請の相談から決定までには、各種書類の準備や、公共職業安定所、住居の貸主、宅地建物取引業者などに、ご自身で訪ねていただくなどの手続きがあります。詳細については社会福祉課生活支援係（自立相談支援室）にお問合せください。

申請場所	連絡先
常陸太田市役所 社会福祉課生活支援係 （自立相談支援室）	72-3111（内線147、148）